

医療法人社団優好会 荻窪整形外科 通所リハビリテーション

## 重要事項説明書

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

### 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団優好会 荻窪整形外科
主たる事務所の所在地	東京都杉並区荻窪5丁目17番14号
法人種別	医療法人社団
代表者名	理事長 古屋 賀津雄
設立年月日	平成29年12月28日
事業所番号(医療機関コード)	1538925
電話番号	03-3393-1020
ファクシミリ番号	03-6915-1134
ホームページアドレス	<a href="https://o-r-clinic.jp">https://o-r-clinic.jp</a>

### 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	医療法人社団優好会 荻窪整形外科 通所リハビリテーション
事業所の種類・指定番号	東京都 131538925号
所在地	東京都杉並区荻窪5丁目17番14号
電話番号	03-3393-1022
ファクシミリ番号	03-6915-1134
開設年月日	平成30年2月1日
管理者の氏名	理事長 古屋 賀津雄
サービス提供地域	杉並区内
実施しているその他の事業	整形外科クリニック

### 3. ご利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄筋コンクリート 4階建(2.3階)
延べ床面積	339.46㎡
利用定員	17名
営業日	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日 (休日:金曜日・土曜日・日曜日及び年末年始12/30~1/3)
営業時間	8時30分~17時30分
サービス提供時間	午前の部: 9時00分 ~ 12時30分 午後の部: 13時30分 ~ 17時00分

#### 4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、医学管理のもと、乙の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を目的として、乙に対し、介護保険サービス（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）を提供します。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 利用者に対する看護・介護の質の確保と向上に努めます</li><li>2 利用者の自立支援を目指したリハビリテーションの提供と介護を構築します</li><li>3 利用者の快適な生活を支援します</li><li>4 利用者のやる気を引き出し生きがいをづくりを目指します</li><li>5 家族・介護者の信頼関係を構築し、家族の心の支えとなるよう努めます</li></ol>

#### 5. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
医師	1人以上	常勤1名、非常勤1名
理学療法士 作業療法士	1人以上	常勤1名以上、 非常勤1名以上
看護師 (内準看護師)	1人以上	常勤1名以上、非常勤2名以上
介護職員	1人以上	常勤1名以上、非常勤2名以上

#### 6. 提供するサービス内容

##### ①ケアサービス

当事業所でのサービスは、要介護者が家庭等での生活を継続できるように立案された居宅介護サービス計画に基づき、ご利用者の生活の質の向上およびご利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図るために提供いたします。

##### ②医療

通所リハビリテーションは、症状が安定していて緊急的な治療を要さない程度の要支援・要介護者を対象としています。当事業所は常勤の医師・看護師が対応させて頂いております。ご利用者の健康状態から、医師の判断により、当日のリハビリを中止する場合があります。また専門の医療機関に受診を依頼する場合があります。

### ③介護

日常生活の介助のほか、集団でのリハビリ体操やレクリエーション、リハビリテーションの補助や、マシントレーニングの補助などを行います。症状が安定している方には、日常生活援助として、体温、血圧、脈拍、飽和酸素濃度の測定を行います。また、介護の相談や援助も行っています。

### ④機能訓練

原則として機能訓練スペースにて行いますが、事業所内でのすべての活動が機能訓練のリハビリテーションとしての効果を期待したものでありますので、具体的にご相談ください。

## 7. 利用料について

- 介護保険の適用を受けるサービスの利用料 1 割～3 割が自己負担となります。
  - 通所リハビリテーションサービス基本料金
  - 介護予防通所リハビリテーションサービス基本料金
  - 必要な加算

※上記については料金表紙参照

- 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）  
介護保険の支給限度額を超えるサービス
  - \* 支給限度額を超えた利用料は利用者の全額自己負担となります。
- その他の費用
  - 利用者個人に使う道具や活動に使うための材料等
- 利用料金のお支払いについて
  - 毎月 10 日以降のご利用日に前月分のご利用料（介護保険 1 割～3 割）を記載した請求書をお渡しいたします。
  - 請求書記載金額を毎月 28 日にご指定頂いた金融機関のお口座より振替えさせ頂きます。なお、振替え手数料はお客様にご負担いただきます。
  - ご利用料の引き落とし確認後、「領収書」「医療費控除明細書」を翌月の「請求書」に同封してお渡しいたします。
  - 「医療費控除明細書」は確定申告の時に医療費控除の対象になりますので、大切に保管してください。

## 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	荻窪整形外科 通所リハビリテーション 所長 木村 正幸
-------------	--------------------------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
--------------------------	--

	<p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

### 1 1. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。  
避難訓練実施時期：（毎年2回 3月・9月）
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

### 1 2. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1.3. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口 荻窪整形外科通所 リハビリテーション 木村 正幸	ご利用時間	月曜日～木曜日（金、土、日曜日を除く） 午前9時30分～午後18時30分
	ご利用方法	電話 03-3393-1022
杉並区 介護保険課 事業所係	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後17時15分
	ご利用方法	電話 03-3312-2111
国民健康保険団体連合 会 苦情相談窓口	ご利用時間	平日 午前9時～午後17時
	ご利用方法	電話 03-6238-0177
杉並区社会福祉協議会 運営適正係	ご利用時間	平日 午前9時～午後17時
	ご利用方法	電話 03-5283-6997

### 1.4. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。  
また、緊急連絡先に連絡いたします。

#### 協力医療機関

- ・医療法人財団健貢会 総合東京病院（中野区 江古田）
- ・一般財団法人自警会 東京警察病院（中野区 中野）
- ・医療法人財団アドベンチスト会 東京衛生アドベンチスト病院
- ・社会医療法人河北医療財団 河北総合病院
- ・杏林大学医学部附属杉並病院

### 1.5. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名：東京海上日動火災
- ・保険の内容：賠償責任保険

以上

## 重要事項説明書等同意書

居宅介護サービスの提供開始に当たり、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明致しました。

年 月 日

東京都杉並区荻窪5丁目17番14号  
医療法人社団 優好会  
荻窪整形外科 通所リハビリテーション

説明担当者

サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、甲からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者

氏名

住所

利用者のご家族等

氏名（続柄： ）

住所